

[別紙]
様式1

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 旭陽会
- | | | | |
|---|---|---|--|
| ① | <input type="checkbox"/> 財團 | <input checked="" type="checkbox"/> 社團 | (<input type="checkbox"/> 出資持分なし <input checked="" type="checkbox"/> 出資持分あり) |
| ② | <input type="checkbox"/> 社会医療法人 | <input type="checkbox"/> 特定医療法人 | <input type="checkbox"/> 出資額限度法人 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> その他 | | |
| ③ | <input type="checkbox"/> 基金制度採用 | <input checked="" type="checkbox"/> 基金制度不採用 | |

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 愛知県名古屋市緑区鳴海町字上汐田240

注) 複数の事務所を有する場合には、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和42年12月15日

- (4) 設立登記年月日 昭和42年12月22日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人及び特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2.事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院			
診療所	中島整形外科	愛知県名古屋市緑区鳴海町字上汐田240	一般病床 0床 療養病床 0床 〔医療保険 0床〕 〔介護保険 0床〕
介護老人保健施設			

注) 1.地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、

その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2.療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の
それぞれについて内訳を【 】書で記載すること

3.介護老人保健施設の許可病床の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業所名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 4月 1日 臨時総会

令和 4年 5月 24日 令和3年度決算の承認

令和 5年 3月 28日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

注）以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくて差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) その他の

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 3-2

※医療法人整理番号 106

法人名 医療法人 社団 旭陽会

所在地 愛知県名古屋市緑区鳴海町字上汐田240

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	40,489	I 流動負債	9,727
II 固定資産	147,832	II 固定負債	12,167
1 有形固定資産	104,306	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	767	負債合計	21,894
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	42,759 (0)	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	27,750
		II 積立金	138,677
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	166,427
資産合計	188,321	負債・純資産合計	188,321

様式 4-2

※医療法人整理番号 106

法人名 医療法人 社団 旭陽会

所在地 愛知県名古屋市緑区鳴海町字上汐田240

損 益 計 算 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 領
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	129,218
2 事業費用	140,912
本来業務事業損失	-11,694
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事 業 損 失	-11,694
II 事業外収益	9,262
III 事業外費用	0
経 常 損 失	-2,432
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税 引 前 当 期 純 損 失	-2,432
法 人 稅 等	182
当 期 純 損 失	-2,614

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

※医療法人整理番号 106

法人名 医療法人 社団 旭陽会

所在地 愛知県名古屋市緑区鳴海町字上汐田240

財 産 目 錄

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額 188,321 千円

2. 負 債 額 21,894 千円

3. 純 資 産 額 166,427 千円

(内 訳)

(単位 : 千円)

区分	金額
A 流動資産	40,489
B 固定資産	147,832
C 資産合計 (A + B)	188,321
D 負債合計	21,894
E 純資産 (C - D)	166,427

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

※医療法人整理番号 106

法人名 医療法人 社団 旭陽会

所在地 愛知県名古屋市緑区鳴海町字上汐田240

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内容	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	中島敏光	医師	理事長	理事長か らの借入	1,967	役員借入金	5,967
役員	中島恵子	理学療法士	理事	理事からの 借入	0	役員借入金	6,200

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

無利息無期限とし、返済金額については借入残高が過大にならないよう一定期間ごとに双方協議の上決定してい
る。

監事監査報告書

医療法人 社団 旭陽会

理事長 中島 敏光 殿

私は、医療法人 社団 旭陽会の令和4会計年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄付行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄付行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月23日
医療法人 社団 旭陽会

監事 梶野 雅美

- (注 1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
(注 2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。